

令和元年度第12回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和2年3月5日（木）
午前9時30分～午前10時45分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 14番 島田 一郎
委 員 1番 大場 忠勝 2番 大橋 芳信
3番 大浦 清貴 4番 山崎 巖
5番 若林 勉 6番 福山 英則
7番 仲田 茂男 8番 北森 正誠
9番 菊 正士 10番 渡辺 正志
11番 金田 修一 12番 金木 洋子
13番 高瀬 昌弘 15番 熊本 孝信
16番 中島 潔 17番 茶木 俊一
18番 五十嵐英夫 20番 中井 義則
21番 奥野 健一 22番 高瀬 豊信
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定
による許可申請について
議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規
定による農用地利用集積計画の決定について
議案第55号 非農地証明書の交付について
議案第56号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交
付について
6. 報告事項 報告事項第51号 農地法第3条の3第1項の規定による受
理について
報告事項第52号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第
1項第7号の規定による受理について
報告事項第53号 農地法第18条第6項の規定による通知
について
報告事項第54号 農地法第5条の規定による受理の取消し
について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和元年度第12回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案5件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。10番渡辺委員、12番金木委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第52号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから7ページまでです。

今回の申請件数は19件で、申請面積は57,764.00㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

- 1番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。
- 2番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。
- 3番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 4番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 5番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 6番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。
- 7番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。
- 8番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

9番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

10番は、父から子への生前一括贈与により、所有権を移転するものです。

11番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

12番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

13番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

14番と15番は譲受人が同じであります。ともに相手方の要望により、所有権を移転するものです。

16番と17番は譲受人が同じであります。16番は労働力不足により、所有権を移転するもので、17番は経営の縮小により、所有権を移転するものです。

18番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

19番は、相手方の要望により、所有権を移転するものです。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請については、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第53号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第53号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は8ページから17ページまでです。

今回は、4条申請4件、5条申請12件で、面積は合計25,853.91㎡です。申請内容について、ご説明いたします。「位

置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

9ページの1番は共同住宅を建設する計画です。周辺にショッピングセンター等があり、依然住宅の需要が高いことから、今回計画されたものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域に存する農地で、第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

2番は、ゴミ集積場及び収集車の転回場の計画であります。周辺の住等の整備により、ゴミ集積場が手狭となっていたことから、今回確保するものであります。申請地は都市計画区域の用途区域に存する農地で第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

3番は、住宅敷地の拡張であります。自宅より県道への出入りしておりますが、出入り口付近が農地であることが判明したため、これを是正するものであります。なお、申請書には始末書の添付もございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療機関、教育施設があり、また、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

4番は、住宅の敷地拡張であります。新たな住居を新築する計画であります。既存の住宅については、農業用の格納庫に利用するため、残存させる予定であります。また、残存される予定の住宅の敷地の一部が農地であることが判明したため、これを是正すべく、併せて申請されたものであります。なお、申請書には始末書の添付もございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

5条申請の2番は、駐車場を整備する計画であります。隣接地にそば店を開設するにあたり、駐車場を確保する必要があったため、申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可の基準は「隣接する土地との一体利用」を適用しております。

3番は、一般住宅を建築する計画であります。付近にある実家との相互扶助のため、申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

4番は、駐車場を整備する計画であります。付近に自社敷地がありますが、駐車場が手狭であったため、可能な限り自社に近い場所を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲

の中に教育施設及び保育施設があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

5番は、一般住宅を建築する計画であります。付近に親族が経営する会社があり、自らも取締役となっております。アパートでは手狭となったことから、相互扶助、通勤等を考慮し、申請地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に教育施設及び保育施設があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

6番は一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助及び農作業効率を考慮し、申請地を選定したものであります。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設及び保育施設があり、接道する道路には上下水道管が敷設されていることから、農地種別は第3種農地となり、「原則許可」案件となります。

7番は、農機具格納庫を建設する計画であります。付近の農地にて梨を栽培しておりますが、作業効率向上のため、農機具等を農地付近に保管したく今回申請されたものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可の基準は「農業用施設」を適用しております。

8番は、一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、実家の隣にある申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

9番は、植林を実施する計画であります。申請地を含む山林を伐採し、木質バイオマス発電に利用後、植林を実施するものであります。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で第2種農地となり、許可基準は、「代替可能性なし」を適用しております。

10番は一般住宅を建築する計画であります。実家との相互扶助のため、可能な限り実家に近い申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

11番は、駐車場を増設する計画であります。病院の移転後、受診される患者の数が想定より多かったため、駐車場が慢性的に不足となっているため、今回申請されたものであります。申請地

は、市街化区域に近接している農地で、市街地化が見込まれる第2種農地で、許可基準は代替可能性なしを適用しています。

12番は、駐車場を増設する計画であります。病院の開設後、リハビリに訪れる患者が多く、慢性的に駐車場が不足しているため、今回申請されたものであります。申請地は、市街化区域に近接している農地で、市街地化が見込まれる第2種農地で、許可基準は代替可能性なしを適用しています。

13番は店舗併用住宅を建築する計画であります。これまでの顧客の関係や住環境等考慮した結果、申請地を選定したものであります。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えております第1種農地となりますが、許可の基準は「集落接続」を適用しております。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、「許可相当」とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第53号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きます。議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。なお、32ページの98番から33ページの103番は、■■委員の同居の親族が役員を務める法人に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書のページは、18ページから49ページです。

今回は266件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が16件、3～5年が49件、6～9年が89件、10年が112件です。設定面積は、1,529,421.02㎡です。

20ページ1番から11番は、農地中間管理機構を通すものがあります。21ページ12番から49ページ268番が相対であります。

取下げが2件ございます。39ページ167番と42ページ201番です。取下げ理由は、相対契約をすることで貸し手が現在受けている固定資産税の軽減措置が受けられなくなるためです。固定資産税の軽減は、10a未満の自作地を残した全農地をまとめて10年以上の期間、中間管理機構に貸し付けている場合に受けられるものです。10a未満であれば自作地があっても軽減を受けられますが、中間管理機構以外に貸し付ける場合は軽減を受けられなくなります。167番と201番の貸し手は、現在固定資産税の軽減を受けており、相対契約をすることで軽減対象から外れることになるため、取り下げたものであります。

45ページの235番は、新規農家の案件です。

また、49ページの268番は、農地所有適格法人以外の法人である●●有限会社が新規に農業参入するものです。

●●有限会社は、建設業を主とした法人で、この度、代表取締役自身が耕作していた農地の農業経営を会社へ移すものです。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、98番から103番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、98番から103番を除き、異議については、ないものといたします。

続きまして、98番から103番について、審議いたしますので、

■■委員は退室をお願いします。

<■■委員退室>

会 長 それでは、98番から103番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、98番から103番について、異議はないものといたします。

■■委員は入室をお願いします。

<■■委員入室>

会 長 改めまして、議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第55号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第55号非農地証明書の交付についてご説明いたします。
議案書のページは50ページです。

耕作されなくなってから相当年数が経過しており、山林化していることから、農地として復元し、利用することは困難であると現地を確認してまいりました。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました非農地証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、非農地証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第55号 非農地証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、議案第56号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第56号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてご説明いたします。議案書のページは52ページから53ページまでです。件数は、1件です。

被相続人の養子が相続するもので、相続税の納税猶予の適用を受けるための適格者としての被相続人、相続人、特例農地の要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。
(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第56号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について、ご異議なしと認め、交付することといたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
報告事項第51号 農地法第3条の3第1項の規定による受理について
報告事項第52号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第54号 農地法第5条の規定による許可の取消しについて
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事務局 報告事項第51号農地法第3条の3第1項の規定による受理について、ご報告します。議案書は54ページから59ページです。

今回の受理件数は17件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望は、8番でありましたので、担当の農業委員及び農地利用最適化推進員との連携を図りながら、耕作者のあっせんを含め対応を行っていく予定であります。

報告事項第52号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは60ページから66ページまでです。

今回の受理件数は、4条が1件、5条が15件、合わせて16件、面積は合わせて13,765.78㎡となっております。

内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

63ページ6番については、平成6年に受理済みですが、売買が成就しなかったため、以前の受理の取消し願いと同時で今回届出されたものです。

64ページ9番については、受理通知日が空欄となっておりますが、事業面積が1000㎡以上の建物が伴う事業であるため、開発許可が必要であり、開発許可日と同日で受理いたします。また、開発区域から除外するため、一部取り消し願いがありましたので、該当地番を二重線で消してあります。

報告事項第53号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、67ページから76ページです。

解約件数は23件で、解約面積は101,085.61㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、摘要欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第54号農地法第5条の規定による受理の取消しについてご報告いたします。議案書のページは77ページです。

1番は報告第52号63ページの6番で説明したとおり、売買が成就しなかったため取り消しするものです。2番も、64ページの9番で説明したとおり、開発区域から除外するため、一部取り消したものです。

会長　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

特に何もないようですので、これをもちまして、令和元年度第12回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。

その他事務局より、連絡事項があればお願いします。

それでは本日の総会はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。